

謝表書

拙者等儀合殿安工場ノ賃銀値下善労働条件ニ関シ次ノ如ク謝表ス

- 一 賃金値下ヲ取消スニ付
- 一 従来ノ賃金ハ値上スルニ付

- 一 機械場五割 年織場三割
- 一 整理労働ニ付ハ賃金ヲ支拂フニ付

- 一 専属車力ノ賃銀ヲ支拂フニ付
- 一 夜台監督ヲ罷免スルニ付

拙者等儀對シ十月十六日迄三回答セシメテ
昭和四年十月十七日

井二徳一郎
二 系美夫
外十一名

久保工場主
久保炭太殿

要求書

我等ハ去月十七日貴殿對シ労働条件改善ニ関シ謝表書ヲ提出シテ然レ今般在對啓ニ對シ貴殿ハ拒絶シ表裏示サレ依テ我等ハ改メテ次ノ如ク要求ス

- 一 賃金値下ニ付
- 一 従来ノ賃金値上ニ付

- 一 整理労働ニ付ハ賃金ヲ支拂フニ付
- 一 夜台監督ヲ罷免スルニ付

- 一 専属車力ノ賃金五割値上ニ付
- 一 年織場ノ日給金額ヲ支給セシム
- 一 三半減費用ヲ支給セシム

以上等儀ニ関シ候諸君ヲ絶對ニ出セルニ付
昭和四年十月十七日

井二徳一郎
二 系美夫
本村三一郎
渡河雄次

久保炭太殿
久保製鋼工場協同会代表

山

子

労働組第二九〇四部

昭和四年十一月廿七日

警視總監 並

丸山 龍吉

4.11.29
902

社務大臣 安達謙藏殿
社会局 局長 官殿
北海道庁 大臣 官殿
愛知各廳 官殿

久保金網工場労働爭議ニ關スル件 (第一報)

要旨 賃金二割ノ値下ニ關シテハ考慮スヘシト工場主ハ言質ヲ與ヘタルヨリ職工等ハ嘆息ノ具体ハラ期スヘク代表者工場主ヲ自宅ニ訪回シ引續キ交渉中

首題爭議其ノ後ノ状況左記ノ通りニ有之

一 工場主側